

「三ツヶ峰ウィンドシステム風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する
山口市長意見

1 総括的事項について

- (1) 対象事業の内容については、事業特性を踏まえたうえで詳細かつ分かりやすく示すこと。敷地面積、改変面積の表示、また事業予定区域及び送電線敷設計画について具体的に準備書に記載すること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (3) 環境影響の予測に当たっては、できるだけ定量的な手法を用いること。
- (4) 工事期間中における環境影響についても（特に騒音・振動・粉塵・濁水・動植物・生態系等）、調査、予測及び評価を実施すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 当該地域（阿東徳佐、徳地柚野）には防災行政無線局及び消防無線局があるため、電波障害についても、予測及び対策について明らかにすること。
- (2) 当該地域において井戸水は生活用水として使用されているが、過去にヒ素が検出されたことがあり、特に工事中における濁水の影響等により同様の事態とならないよう対策が必要であるため、工事の実施に伴う土地の改変により、汚染物質の発生とそれによる水質汚濁の可能性を予見するための必要な調査を実施すること。
- (3) 工事中の濁水状況及び濁水処理について明らかにすること。三ツヶ峰には佐波川源流があるため、佐波川の水質及び水生生物への影響を調査、予測し、対策について明らかにすること。
- (4) 工事の実施に伴う土地の改変による水脈の変化について、現況を調査したうえで、予測し、明らかにすること。
- (5) 徳地地区に大原活断層があるが、地震発生時のリスクについて想定すること。

- (6) 騒音及び低周波音の調査地点については、風車からの距離が最も近いと考えられる民家の付近について、追加をすること。
- (7) 騒音の測定回数について、必要に応じ回数の追加を、測定地点について事業区域近接地に限定せず必要に応じ追加をそれぞれ検討すること。また、その検討経過を明らかにすること。
- (8) シャドウフリッカについては、住宅が無いということで評価項目とされていないが、樹木の育成への影響を鑑み、評価項目として選定すること。
- (9) 動物・植物・生態系について、調査範囲においては生息地への事業の影響を回避することなく調査すること。周囲 100mとしているが、工事及び工作物の状況からすると、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」と同等の 200mとすること。動物への影響の予測結果について、風力発電施設付近だけでなく、林道の拡幅工事による影響も考えられるため、予測の対象とする地域を適切に定め、先行事例も含めて影響を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。特にツキノワグマの生息状況と設置後の行動範囲の予測には慎重を期すること。植物については、風による水分の蒸散作用により、茸等への影響があるかどうかを調査すること。
- (10) 動物の現地調査においては、必要に応じてトラップ、自動測定装置等を使用し、また、複数人による遺漏のない調査を実施すること。ライトセンサスの実施を検討すること。調査は四季を通じて行うこと。また、定点センサスは 1 時間程度行うこと。
- (11) 鳥類（猛禽類）の調査は、行動圏、繁殖圏について実施すること。現地調査地点は営巣可能性の高い区域をすべて網羅すること。環境省において改訂予定の「猛禽類保護の進め方」（改訂後）に準拠し、調査を進めること。
- (12) 重要な種、重要な区域の有無にかかわらず、鳥類の衝突リスクを予測し、その予測結果に基づいて、必要に応じてリスク回避・提言する保全措置について検討すること。
- (13) 林地の伐採、道路の拡幅等事業実施に伴う改変が行われる場所については、具体的な事業内容を踏まえ、景観の変化について、必要に応じ、予測及び評価を行うこと。
- (14) 景観の調査は、眺望地点について、滑山（徳地森林セラピー基地）を追加すること。
- (15) 人と自然との触れ合いの活動の場について、評価項目とされていないが、当該地域は登山ルートがあるため、評価項目として追加すること。

3 その他

- (1) 樹木の伐採等を行うにあたって、急傾斜地であること、また砂防指定地域も存在することから、崖崩れ及び土砂流出等について、調査、予測を行い、対策を明らかにすること。
- (2) 事業予定地域には保安林がかなりの面積を占めており、保安林の種類ごとの機能（水源涵養、土砂流出防備）に対する影響の調査、予測を行うこと。
- (3) 当該地域において、サル・イノシシ・クマ等が、今後当該事業により尾根部が改変されることで、山の乾燥化や林内における切り開かれた空間の出現など、これらの種の生息環境が変化すると考えられるため、これらの種について、食性やランドスケープ等の生息環境の観点から現在の生息地利用状況の調査を行い、事業実施後における生息地利用状況の変化の予測評価を行うこと。予測評価にあたっては、資料の収集や専門家の意見を取り入れ実施するとともに、問題の発生が予想される結果となった場合の環境保全措置についても明らかにすること。加えて、生息地の移動・変容による集落への二次的な影響の調査を検討すること。
- (4) 景観について、伐採後に植生回復を行う場合、当該地区の土砂を利用するとともに当該地域の地形・地質に配慮し、できるだけ景観の復元に努めること。緑化については地域在来の植物を使用すること。
- (5) 事業にあたっては、事業の内容及び環境への影響について、地域住民に周知し、理解を得ること。具体的には自治会としての同意を得ること。また、地域住民の意見については真摯に対応すること。